

内部統制基本方針

会社法 362 条および会社法施行規則第 100 条に基づき、内部統制基本方針を定める。

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 会社は、コンプライアンスに関する体制を整備するために、諸規程の整備・遵守を徹底し必要な教育を実施する。
 - ① 会社の基本理念・行動指針の策定と周知・徹底
 - ② 社長を委員長とする「倫理・CSR 推進委員会」の設置
 - ③ 役員・従業員に対するコンプライアンスに関する社内教育の実施
 - ④ 内部監査の主管部署を設置し、監査役と連携した内部監査の実施
 - (2) 会社は、取締役会規則・付議事項を整備し、全取締役・本部長および各部の管理監督者に遵守させる。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
 - (1) 会社は、取締役会議事録、決裁書、その他取締役・本部長の職務の執行に係る文書、その他の情報について、管理部署を定め適切に保管させる。
 - (2) 会社は、経営計画・利益計画を策定し、管理部署を定め適切に保管させる。
3. 損失の危険の管理に関する規程・体制
 - (1) 会社は、リスク管理を徹底するために、必要な諸規程、教育・訓練制度、通報制度等の検討・整備を行い、必要に応じて所要の損害保険を付保する等により、リスクを極小化する。
 - (2) 必要に応じて、防災計画の整備、危険物等の管理責任者を任命し、必要な損害保険に加入する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役および本部長は、業務分掌規則に基づき職務の執行が効率的に行われる体制を整備し、必要に応じて当該業務分掌を見直す。
 - (2) 取締役および本部長は、前項 2 - (2) で策定した経営計画・利益計画の進捗状況を管理し、必要に応じて所要の対策の立案・実行を指示する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(株主との関係)

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するために、取締役および本部長は株主から要求された事項を事前に報告・相談する。
- (2) 取締役および本部長は、親会社の常勤監査役から質問等を受けた場合は、直ちに調査し、回答する。

(子会社との関係)

経営理念の共有のために、当社の基本理念や行動指針を子会社に展開し、人的交流を通じた経営理念の浸透も行うことで、企業集団の健全な内部統制環境の醸成を図る。

また、子会社の財務を管理する部署と経営および事業活動を管理する部署の役割を明確化し、子会社の位置づけに応じた多面的な管理を図る。これらの部署は、子会社との定期および随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認する。

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社との間で合意した規程に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めるとともに、当社の取締役会で審議する。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務、安全、品質、環境、災害等のリスク管理に関しては、子会社に対して、取り組みを推進する体制を整備し、重大なリスクについて速やかに報告することを求めるとともに、重要課題を対応については当社の取締役会等において審議する。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役に対して、現場からの的確な情報に基づき、経営方針を迅速に決定するとともに、業務分掌を定め、それに基づく適切な権限移譲を行い、業務が効率的に行われるよう求める。

④ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社に対しコンプライアンスに関する体制の整備を求め、当社はその状況について定期的に点検を行い、その結果を当社倫理・CSR推進委員会等に報告する等の確認を実施する。子会社におけるコンプライアンスに関わる問題および疑問点に関しては、子会社が設置する内部通報窓口や、トヨタ連結ヘルプライン等を通じて、子会社の法令遵守ならびに企業倫理に関する情報の早期把握および解決を図る。

6. 監査役スタッフおよびその独立性に関する体制および当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する体制
- (1) 監査役スタッフは、配置していないが、内部監査担当部署が補助する体制を敷く。
7. 監査役への報告に関する体制および当該報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 取締役は、主な業務執行について担当部署を通じて適宜適切に監査役に報告するほか、当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- (2) 取締役および使用人は、監査役の求めに応じ、定期的にまたは随時に、事業に関する報告を行うほか、必要に応じ子会社の取締役等からも報告させる。
また、当社または子会社が設置する内部通報窓口への重要な通報案件についても、監査役に報告する。
- (3) 監査役への報告をした者について、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがない旨を定めた規程を整備する。
8. 監査役職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行に必要な費用については、監査役が必要と考える金額を適正に予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担する。
9. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧、会計監査人との定期的および随時の情報交換の機会、ならびに必要な応じた外部人材の直接任用等を確保する。

以 上

株式会社トヨタカスタマイジング&ディベロップメント
代表取締役社長

制定 2018 年 11 月 28 日

改正 2023 年 5 月 24 日